

施設利用における感染症予防ガイドライン

本ガイドラインは、別紙「施設利用についての確認事項」に付随するものです。

施設の利用にあたっては、感染を予防するため、以下の内容をご理解いただき、遵守してください。

1 利用に際して

感染症予防対策として、利用人数や時間、活動内容等に制限があることをご理解ください。

- (1) お部屋の定員を、半数以下で利用することになります。
- (2) 接触や飛沫感染を予防するため、主催者において下記の要件を満たしてください。
 - ① 参加される方同士の距離を確保すること（目安2メートル：最低1メートル）。
 - ② 合唱や料理などの活動ではないこと。
 - ③ 基礎疾患のある方に配慮できること。
 - ④ 51人以上が参加する活動ではないこと。
- (3) 参加される方にも個々の感染予防措置を徹底してください。
 - ① 咳エチケットやマスクの着用、手洗いや手指の消毒をすること。
 - ② 利用中、定期的に休憩時間を設け、換気をすること（換気中は近隣へ配慮すること）。
 - ③ 水分補給以外の飲食は行わないこと。
 - ④ 利用後は、主催者において施設の原状復帰をするとともに、換気や接触設備・備品の消毒清掃を行うこと。
- (4) 事前申込時もしくは当日受付時に、参加される方全員の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成してください。
 - ① 感染者が発生した場合は、必要に応じて当施設側や保健所等へ名簿記載情報を提供することについて、参加される方に承諾を得ること（感染者が発生した時以外、当施設への名簿提出は不要）。
 - ② 個人情報の取り扱いについては、主催者において法令を遵守し、適正に管理すること。

2 参加者の健康確認

来館前に検温を行っていただくとともに、以下に該当する方は、参加を見合わせるよう周知してください。

※ 当施設内でも検温される際は、非接触型体温計の貸与が可能です。

- (1) 37.5度以上の発熱があった方（または平熱比の1度以上）。
- (2) 軽度であっても、息苦しさや倦怠感、風邪や咳、咽頭痛等の体調不良である方。
- (3) 同居家族や身近な人に、感染者や感染が疑われる人がいる方。
- (4) 過去14日以内に、感染が拡大している国や地域への渡航歴がある方。

3 感染者が発生した場合

施設利用後、14日以内に、参加された方が発症した場合は、当施設に速やかに報告してください。参加される方にも主催者に連絡するよう、予め周知してください。

以上